

滞在期間延長の条件について

次のいずれにも該当する場合に限り、所要の手続き及び審査を経て、就労研修しながら協定に基づく滞在期間中の最後の国家試験の次年度の国家試験合格を目指すこと等を可能とするため、追加的に1年間の滞在を認めることができるものとする。

EPAに基づくインドネシア人及びフィリピン人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について
(平成25年2月26日閣議決定、平成27年2月24日閣議決定より)

- ア. 追加的な滞在期間における就労・研修は、協定に基づく受入れ機関との雇用契約に基づいて行われること。
- イ. 候補者本人から平成28年度の国家試験合格に向けて精励するとの意思が表明されていること。
- ウ. 受入れ機関により、平成28年度の国家試験合格を目指すため、候補者の特性に応じた研修改善計画が組織的に作成されていること。
- エ. 受入れ機関により、平成28年度の国家試験合格に向けた受入れ体制を確保するとともに、上記計画に基づき適切な研修を実施するとの意思が表明されていること。
- オ. 平成27年度の国家試験の得点が一定の水準以上の者であること。